

・対象者要件

この事業で補助犬の給付を受けることができる身体障がい者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する方です。身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けており、かつ、その障がいの程度が表 1 のアからウまでに掲げる障がいの区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるものであること。

表 1

ア	視覚障がい	身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）1 級又はこれに準ずる程度 ※「これに準ずる程度」とは 2 級で障害程度の重い方、進行性の病気等で今後 1 級となる見込みがある方等
イ	聴覚障がい	障害程度等級表 2 級又はこれに準ずる程度 ※「これに準ずる程度」とは 3 級で障害程度の重い方、進行性の病気等で今後 2 級となる見込みがある方等
ウ	肢体不自由	障害程度等級表 1 級若しくは 2 級又はこれらに準ずる程度 ※「これに準ずる程度」とは 3 級で障害程度の重い方、進行性の病気等で今後 2 級以上となる見込みがある方等

- ・ 県内に過去 1 年以上居住し、かつ、今後も相当期間にわたって居住する見込みがあること。
- ・ 満 18 歳以上であること。
- ・ 現に就労し、又は就労が見込まれる等、社会活動への参加が確かであること。
- ・ 現に障害者支援施設及びこれに類する施設に入所していないこと。
- ・ 家庭環境及び住宅環境が犬の飼育に適さないものでないこと。
- ・ 表 2 に掲げる建物に居住する者にあつては、当該建物の区分に応じ、それぞれ次に定める者から補助犬を飼育することについて承認を得ていること。

表 2

ア	借家その他の自己の所有に属さない建物	当該建物の所有者及び管理者
イ	自己の区分所有に係る建物	当該建物の管理者

- ・ 合同訓練を受け、補助犬を適切に利用することができることと認められること。